

問26 連絡がない限り雑誌の定期購読契約は有効に継続し、毎月1回、雑誌が届けられるという事例については、消費者契約法第10条の第一要件の例示に該当するのですか。

(答)

1. このような事例において、定期購読契約に一定の期間が定められており、当該期間が終了しても連絡がない限り、当該契約は更新されるという契約条項である場合には、当該条項は消費者契約法第10条の第一要件の例示に該当すると考えられます。
2. これに対し、定期購読契約に期間が定められておらず、連絡がない限りはいつまでも当該契約は継続するという契約条項である場合には、当該条項は、新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項ではないため、消費者契約法第10条の第一要件の例示には該当しないと考えられます。